

豊後日田中城河岸と竹田河岸

勝　　目　　忍

本文は、日田川通船に関する資料（主として広瀬家、千原家のもの）の一部を整理し、まとめたものである。主に河岸の成立を中心に、封建河川舟運の意義を歴史地理的に明らかにしたいと思う。

一 河川水運の顯著な普及と河岸の発達

近世交通史上に於ける河川舟運の意義をそれが著るしく普及し、広く分布していることに着目することも興味深いことである。

大分県下に於ける河川水運

河川名	河岸名	船問屋数	運船数
山川	滝玉、下正路、市場、北門、下外馬場	四	一〇
国川	今津	三	二〇
瀬川	中須賀、金屋、長洲	四	一二
桂川	現權	二七	四八
堀川	新堀川、堀川裏	一	三
分川	京泊	一	一
大原川	下ノ川、花津当口	四	一九
新川	堀川、鶴河	三	一

乙津川	乙津、新堀、三軒町	一三
大野川	白瀧、松之木、大筒井、細長、垣戸、浦川、平石、船場、沈墮	二六
三隈川	竹田、隈、庄手、閑浜	一三五
		二六

(明治十四年大分県統計)

右表によれば山田川、広瀬川、駿館川、桂川、壱川、新川、大分川、原川、乙津川、大野川、三隈川（日田川）等の諸河川は、夫々舟運の便をもつてゐたことになるが、この中には極めて小さい川まで含まれており、この程度から類推すれば、本邦に於ける河川の利用に、程度の大小は別として、ほとんどの河川に及んでいたと見て差支えなかろう。これは近代的交通機関である鉄道、トラックの出現前に於いて、総花的に開花したものであつて、現在はそのほとんどが歴史的存在となつてゐる。今日河原の連続する河川を見るにつけ、どのようにしてこれを利用していたのであらうかと疑問に思ふが、しかしこれを氣候、地形、地質等の自然条件の変化に帰するような事実もないし、又年代を経過していない。要するに社会の必要に応じて、即ち近世も後期に至り大量運搬力を必要とするにつれて、陸運に対する舟運の有利さが、舟運隆盛の氣運を生じ、漸次悪条件の河原つどきの河川をも交通路と化して行つたと考えざるを得ない。その為には舟運に不利な山間盆地の河川では河原のしゆんせつ、底の浅い小舟の利用等の工夫がなされている。かようにして可能な限りに於いて河川は交通路として利用せられ普及して行つた。又、河川水運の發達に附隨して多くの舟付場が出現した。これを河岸と云うが、さきにあげた表でみてもかなりの數にのぼり、その中には相当奥地に成立しているものもある。

日田川通舟はこのような本邦河川水運の特徴をそのまま顕現した通船であつた。延々一一〇糠の長江をもつて九州中央部を貫流する筑後川中流にあり、閔河岸（日田郡夜明村）から中城、竹田両河岸間を指す。

筑後川は福岡領域を上座川、久留米領域を筑後川、日田幕領域にいると日田川(又は三隈川)と称した。日田川は更に上流を玖珠川と呼び、南北より大山川、花月川の二大支流を合流している。筑紫平野を貫流し耳納山の北沿いに西流する頃迄は洋々と流れる大河で「平野の河川」であるが、一度夜明の峡谷にさしかかると、多くの荒瀬が淵と交替する様になり「山間盆地の河川」となる。平野の河川から山間盆地の河川に移る所、即ち夜明の峡谷に闇河岸があり、これが初めて開かれたのは延享年間であつた。⁽²⁾ 更に日田川通船開始によつて、この闇河岸より幾三里上流の中城河岸、竹田河岸の設置されたのは文政八年であった。盆地の入口の闇河岸より盆地の中心部に当る中城河岸、竹田河岸迄僅か三里の距離をへだてゝ、七十数年の年代的ずれが見られたことになる。日田川通船はその開きくに幾八ヶ月の歳月を費した。文政酉年四月より工事を初め、球磨川掛りの舟大工、川堀等を雇入れ、同年十二月一日完成している。⁽⁴⁾ 又舟は闇河岸より下流の筑後舟の、即ち平野の河川で使用されたものゝ幾半分の小舟(七石五斗積み)⁽⁵⁾を使用せざるを得なかつた。こうした自然的制約が日田川通船開発を遅らせる大きい原因ではあつたが、又通舟にさいして隈町と豆田町(永山布政所所在地)と云ふ二つの地域社会間の利害関係の樹立と云う社会的制約もあつた。文化七年には隈町の豪家森伊左衛門(春樹と号す)は、肥後国人吉より八代間で行われていた球磨川通船に敵い、日田・玖珠両郡民のため通船事業の再開を目論み、多くの自費を之に投じ官府(永山布政所)に願書を提出したが、豆田町民は日田川通船をする。⁽⁶⁾ 隈町は日田川沿にあり、川筋をそのまま通舟路として利用出来る有利な条件をもつのに比較して、豆田町は花月川沿にありながら、舟を通すのに不便で豊西記によると試通船に失敗しているようである。従つて豆田駅・隈駅と交通機関を専分していたのを、通船開始により隈町が交通機関を独占することになると考へた。向郡への熱望にも拘わらず河岸設置をめぐつて通船が一向に開始されなかつた事は、當時河岸河舟交通か交通機関として大きい意義をもつたことを証こだてるものである。⁽⁷⁾ 「友田、入江辺に津出場取立真外とも豆田持ちにいたし候はば如何可有之哉」と花月川の下流の友田、入江に舟着場を作り、

こゝを豆田町の舟着場としてはどうかと申し出たのに対しても首を縊に振つていない。しかしこのことは十六年後の文政八年に「去る未年、上井手村より新井手出来、右用水中城井手筋江口合候に付中城河岸えも通船相仕立両町同様之持合に相成候はば豆田町衰微にも相間敷旨」と豆田側に中城川岸を作ることで解決された。豆田町側の舟着場を中城河岸、隈町側を竹田河岸と云つた。そして中城河岸は人工的に開いた用水路を利用したものであるのに対して、竹田河岸は自然の河岸であつた。豆田隈と云う二つの地域社会は通船に対して自然条件の相違を人工的に運河を作ることで両町繁栄に支障なく平等に利益を潤わせる立場に立たせたことに終る。

中城河岸は現在の日田市警察署裏に当り、こゝに大きい池が作られていたと云う。丁度こゝで中城井手の水に尾ヶ瀬井路の水が注がれる様になつてゐる。通船路は現在もそのまま残つてゐるが、これによると巾一間から一間半の小川で両岸は石で築かれている。河岸から本流迄の間に約五ヶ所の用水取入口があるが、これはそのまま堰となつて通船に対して地形上の制約及び水量の不足を緩和する役目を果してゐる。この堰に水を溜めてほ堰板をばらし舟を押流していた。

この両河岸はその後の發展に対し、自然条件の優劣が盛衰となつてつきました。「日田川通船中城河岸の儀は小川にて平水乏敷しく数ヶ所水を堰溜漸くにして本川に出閑村迄三里之場所冬より春迄凡五ヶ月之間通船致候のみにて船持共兼て難深仕候居候儀に御座候」とあるように、中城河岸筋に冬から春にかけての五ヶ月が完全に利用出来るにすぎなかつた。所が「両河岸通船之儀竹田河岸は年中川下差支無御座候是中城河岸之儀御廻米川下中差支不申候共用水引取（三月彼岸より八月彼岸迄）商荷川下出来延船稼穀水統無覚束」と冬の間は上粗米の長崎廻送のために商荷を思うように川下し出来ない状態にあつた。中城河岸は一年中川下しの出来る竹田河岸に比較して著るしいハンディキャップをつけられたが、このような不利な条件を克服して対等の関係に維持せしめようとしたのは封建的諸関係による権力であつた。封建関係による通船事業は明治三年迄づくが其後両者の関係は急速にくずれ、中城河岸は「川筋水利不便に相承積荷次第に相減候折柄」としてこれ迄維持してきて二七艘の所属舟数を急速に減少させて行つた。最初減少届を見たのは明治六年であつた。又この年は長崎御廻米（この時は大村県御廻

米)の廢止された年でもあつた。これに対し竹田河岸は益々隆盛になり「高筑之商人是迄豆田町え參米候者も隈町にて產物相調候方弁理に付隈町の方江能越候もの多分有之」⁽¹²⁾とある。その後、鉄道開通(大正五年筑後軌道が出来る)迄日田盆地の交通の中心は隈町沿いの河岸であつた。明治中期から後期にかけては、竹田河岸より数百米下流の隈河岸に代つた。天明八年の頃豆田町、隈町の戸数は僅かに隈町が大きいのみで大差はないが、明治初年から大正初迄交通の要しようを独占した隈は両筑の商人の集る所となり隆盛したのに對して豆田は活氣を失つて行つた。

三、両河岸の均衡

両河岸はその成立に当つて両町の繁栄に支障のないように施設されたが、両河岸所屬の舟数および積荷量と関係ある河岸の後背地域については、どのような処置がなされたであろうか。

両河岸の舟数、文政八西年通船要用由によると「日田川筋一、河船五拾三艘、但式拾六艘中城川岸、式拾五艘竹田川岸」とあるが、豆田町所屬の中城河岸に式拾六艘の船を仕立て、隈町は竹田河岸に式拾六艘の船を仕立てての計画であつた。

の内訳を示せば次のようである。しかし天保三年の鑑札切替帳には「御鑑札五拾五枚、内式拾七枚中城河岸、式拾八枚竹田河岸⁽¹⁴⁾」とあり、三艘の増加を見るが、これが実際に活動した船と見てよからう。

隈の商人山田半四郎、豆田の商人玄瀬久兵衛の（玄瀬淡窓の弟）兩人を筆頭に、開きくに際し出銀乃至諸役に加担したもの商人、庄屋等によつて以上のよう舟稼仲間が結成された。この持舟数の多寡はその勞に応じて分配されたとある。⁽¹⁵⁾

(2) 両河岸の後背地域、所てこの五拾五艘の舟が一年間に川下する延總舟数は凡そその数字ながら天保十年分見積によると「御廻米壹石六千石壹艘七石積で延艘數式千式百艘」「壹荷舟壹ヶ年延五百艘」あつた。これらの運送される荷物が両河岸にや、平均化される必要があるが、この関係については両河岸とその後背地を定めた次の記録によつてうかゞわれる。

一、城内筋五馬筋大山筋小野筋渡里筋右之分中城中継所え可附出候、但右之内隈竹田は隈船にて積下し候積、尤竹田は隈本川迄村内に船有之候處他所之出候而は不相当候

一、高瀬筋上筋分は隈出し之積

一、渡里筋高瀬筋之内川下も村方其村川筋にて積立度分は中城中継所え附出し候心得を以出役庄屋改を請其村川より引下積候儀勝手次第可然候最寄宣候共中継所之如く右場所え貳ヶ村も三ヶ村も附出候儀は難相成候川附に無之村方は少々不弁理共中城え可附出候

一、高瀬筋之内関手近之村方は迄之通河所之半馬にて直ちに附出度分は是又仕来之通勝手次第可然候
一、大肥筋之内関手近村方是迄之通直に河所江附出し候分は右同断 但一村限に候はゞ前条手続にて村川岸より船にて積下候共又は仕来之通
陸出而附出候共中城中継所え附出し候共勝手次第可然候

一、何連之村方にも一村内に而船出しと半馬出しと而様に而は混し候間難相成船出しに而も半馬出しにても一村限り一方に取極可申事
一、玖珠郡不殘隈出し之積 但玖珠郡は代大郎木納水戸郷近辺り中城出し其外は不殘隈出し之積両郡爲に宜と見込在之既に田嶋中継所も中城え可引と相心得候程之儀に候得共隈え一手に相成候方同郡爲に宜趣に相聞候間其邊に相心得候伊高瀬筋隈出し等之訛も有之に付玖珠郡を中城限と引合候方道理と存候はば其段申可立猶取調道理官方に可相決候⁽¹⁶⁾

註 ①辰年四月申送書 ②日田十年史 ③通沿要用角（廣瀬文書五〇五） ④豊西説話坤 ⑤、⑥に同じ ⑦文政八年五月

通船要用岸 ⑧、⑨に同じ ⑩、⑪、⑫に同じ ⑬、⑭に同じ ⑮、⑯に同じ ⑰、⑱に同じ

（広瀬家文書）

⑯、⑰に同じ

（大分大学学芸学部助手）